

相続対策は順序立てて考える



もめない遺言を書くための5カ条

- ① どの相続人に何を、どれだけあげるかを明記
- ② 遺留分(最低限の相続分)に最大限配慮
- ③ 生前贈与(特別受益)や寄与分を考慮
- ④ 全ての財産について言及
- ⑤ 「遺言執行者」を指定。相続手続きが円滑になるようにする



* もめない相続、順序立てて

親が亡くなった後、仲の良かった兄弟姉妹が遺産分けを巡って争う相続トラブル。残念ながら決して珍しい話ではない。相続税の負担も無視できない。遺産を円満・円滑に相続させるため、親は何に留意すべきか。

まず遺産分割 公平に



相続セミナーは活況だ（ランドマーク税理士法人）

子供がもめないよう遺産分割は公平さを大切に
相続対策は多くの人が真剣に考えておくべき問題。相続に詳しいランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は強調する。遺産の多寡にかかわらず、遺産分けを巡る争いを防ぐためだ。

具体的に相続対策には大きく3つがある。まず、「どの財産を誰に、いくらずつ分けるか」を決める遺産分割対策。

次に相続税の節税対策。2015年から相続税の基礎控除（非課税枠）が大幅に縮小され、中流層にも課税対象が広がった。相続税の負担を少しでも減らす工夫が必要。

最後に資金対策。相続前後は介護費や医療費、葬儀費用に加え、相続税の納税で親子ともにまとめたお金が必要になる。資金不足を防ぐ準備

きいで相続税がかかる。ただ、兄が自宅を相続すれば土地の評価額は「小規模宅地の評価減の特例」により80%減の800万円にできる。特例は被相続人の配偶者や同

相続対策は「遺産分割対策→節税対策→資金対策」の順に考えたい。税理士の藤曲武美氏は「最初に節税対策を考えると、不公平な遺産分割になることも多い」と話す。

例えば次のような場合だ。親の財産は自宅（土地評価額は4千万円）、預貯金2千万円の計6千万円。相続人は親と同居する兄と持ち家がある弟の2人とする。基礎控除は「3千万円+600万円×法定相続人数（2人）」の42000円。相続財産の方が大

きいで相続税がかかる。ただ、兄が自宅を相続すれば土地の評価額は「小規模宅地の評価減の特例」により80%減の800万円にできる。特例は被相続人の配偶者や同

居親族が使えるからだ。相続財産は預貯金と合わせ2800万円になり、基礎控除を下回るため税金はかからない。

しかし、兄が自宅を相続し、預貯金は兄弟で半分ずつ分けられたら、弟は反発するだろう。兄は実質的に5千万円（自宅4千万円+預貯金1千万円）を相続するのに弟は1千万円だけだからだ。もし、弟に預貯金を全額相続させたとしても不公平さは残る。兄弟間に争いが生じないような

相続対策が必要だ。相続対策は「公平さを重視する」とも必要だと弁護士の上柳敏郎氏。

まず遺産分割対策から考え、それを前提に可能なならば節税を考えるくらいの方法を考える過程で、どのような財産がどれくらいあるのかの全体像が見える。相続税がかかるのかかかるとしたら相続人全体でどれくらい支払うのか、各人の税負担額をつかんでおけば、バランスのとれた遺産分割ができる。

促している。（後藤直久）

相続対策はまず遺産分割対策から考え、それを前提に可能なならば節税を考えるくらいの方法を考える過程で、どのような財産がどれくらいあるのかの全体像が見える。相続税がかかるのかかかるとしたら相続人全体でどれくらい支払うのか、各人の税負担額をつかんでおけば、バランスのとれた遺産分割ができる。

相続対策は「公平さを重視する」とも必要だと弁護士の上柳敏郎氏。

まず遺産分割対策は「公平さを重視する」とも必要だと弁護士の上柳敏郎氏。